

はじめに

平成19年1月29日、千葉県浦安市にある「終身型有料介護施設ぶる一くろす癒海館」での入居者に対する虐待が元職員による内部告発をきっかけに明らかになった。

この施設では、高齢者を中心に病院を退院した人などを受け入れており、閉鎖的な環境下、入居者数に比べ著しく少ない職員による介護の体制で、劣悪な処遇が行われ一部の入居者に対しては、人に使用するものでない金具やペット用の柵による虐待が行われていた。

この施設は老人福祉法で定められている届出がなされておらず、行政はその施設の実情を把握していなかった。

なぜこのような施設が存立できたのか、なぜ開設から5年もの間、施設の実情がわからなかったのか、また、有料老人ホームの届出などの老人福祉法の制度はうまく機能したのか。

この事件が提示するこれらの様々な課題について検討し、このような届出のない高齢者等の居住施設の適切な運営確保のために国、県、事業者がなすべきことは何かを明らかにするために、この有識者会議はスタートした。

本年4月から7か月間にわたり5回の議論を行った。この中で、県としてただちに取り組むべき対策や、今後も継続して取り組むべきことについて具体的な意見が出された。あわせて、わが国の高齢者、障害者の介護体制の問題、身体拘束や虐待の発生原因あるいは関係法規の隙間さらには高齢者等入居者本人と家族の利害不一致の問題、終末期医療のあり方にいたる、深い問題提起、洞察がなされた。

それらに対して簡単に解決の道を示すことは難しい。従って、これまでの議論の経過をできるだけ生の意見のままで記録として残し、多くの方々に読んでいただいて様々な問題をここから汲み取って頂きたいと思う。

おわりに、県においては今回の事件を契機として高齢者等が居住する施設において、入居されている方々が人間らしく尊厳のある生活をおくり、本人にとって最善の人生を全うしてもらえよう、県が最大限の取組を進めていくことを切望する。

有料老人ホーム等対策検討有識者会議

代表 大熊 一夫